保険かわら版

酸素の価格改定 10 月から

10 月 1 日からの消費税増税に伴って､酸素の価格についても改定された。改定の主なポイントは以下の通り。

1．酸素の単価を計算する際の、酸素の購入対価について、2018（平成 30）年 1 月 1 日から 2019（令和元）年 9 月 30 日までに購入した分については、108 分の 110 を乗じて得た額（1 円未満の端数は四捨五入）とする。

2．上記 1 に伴い、酸素の単価の上限額が引き上げられた（表参照）。

3．本年 10 月 1 日以降の診療分については、上記 1，2 により算出した単価を用いて酸素の価格を計算し、請求の際はその価格に基づき酸素加算（点数）を算定する。

4．本年 9 月末日時点で、2019 年度分の酸素の価格を届出済みの医療機関について、10 月以降の酸素の価格が変更となった場合でも、改めての届出は必要ない。

5．本年 9 月診療分までは、上記 1 ～ 4 は適用せず、既に届け出ている単価に基づいて算定する。

◆ 2019 年 10 月～ 2020 年 3 月診療分の取扱い

2019 年度分の酸素の価格について 2019 年 2 月 15 日までに届出済み場合は、2018 年 1 月から 12 月に購入した酸素の対価に 110/108 を乗じた上で、酸素の単価を計算しなおす。新規開業や新たに酸素を使用することになった場合等で、年度途中で酸素の価格を届出た場合も、2019 年 9 月までに購入した酸素の対価に 110/108 を乗じて単価を計算しなおす。

計算しなおした単価が上限額を超えた場合は上限額を単価とし、10 月以降は新たな単価を基に請求する。

なお、既に届出した「単価」に 110/108 を乗じるのではなく、届出書に記載した「購入対価」に 110/108 を乗じ（1 円未満四捨五入）、購入した容積で除したものを 10 月以降の単価とする点に注意する。

$$\text{酸素の単価} = \frac{\text{購入した酸素の対価} \times 110/108}{\text{購入した酸素の容積}}$$

9 月末日までに酸素の価格を届出済みの場合は、提出済みの届出書を基に計算しなおされた新しい単価が、厚生局から支払基金及び国保連合会に情報提供される。そのため、10 月より単価が変更となった場合でも、改めて酸素の価格の届出を行う必要はない。

◆ 2020 年 2 月の届出について

2020 年度分（2020 年 4 月 1 日～ 2021 年 3 月 31 日）の酸素の価格については、2020 年 2 月 15 日までに厚生局に届け出る必要があるが、その届出の際に、以下の点に留意する。

① 2019 年 1 月から 9 月までに購入した酸素の対価については、購入対価（実際の購入価格）に 110/108 を乗じた額（1 円未満四捨五入）を記載する。

② 2019 年 10 月以降の購入分については、110/108 は乗じず、購入対価をそのまま記載する。

③上記①及び②で算出した対価の合計を、年間の購入容積で除したものが、2020 年度の酸素の算定に用いる単価となる。

表．酸素の単価（上限）

		1 離島等以外の地域に所在する医療機関の場合		2 離島等に所在する医療機関の場合	
		2019 年 9 月 30 日まで	2019 年 10 月 1 日以降	2019 年 9 月 30 日まで	2019 年 10 月 1 日以降
液体酸素	定置式液化酸素貯槽（CE）	0.19 円 / ℓ	0.19 円 / ℓ	0.28 円 / ℓ	**0.29 円 / ℓ**
	可搬式液化酸素容器（LGC）	0.31 円 / ℓ	**0.32 円 / ℓ**	0.46 円 / ℓ	**0.47 円 / ℓ**
酸素ボンベ	大型ボンベ	0.41 円 / ℓ	**0.42 円 / ℓ**	0.62 円 / ℓ	**0.63 円 / ℓ**
	小型ボンベ	2.31 円 / ℓ	**2.36 円 / ℓ**	3.09 円 / ℓ	**3.15 円 / ℓ**

理事会便り

8/27 理事会の決定事項等

長野，松本，佐久の 3 地区結ぶ Web 会議にて開催 .19：30 ～ 21：30 出席役員：宮沢会長，市川，林（春），奥山各副会長，林(賢)，布山，米田各理事，宮沢事務局長，議長：林（春）副会長

■報告・承認事項

1. 前回議事要録の確認 ･･･ 7 月度理事会の議事要録を確認した。

2. 会務報告・会計報告 ･･･7 月は入会者がなく、退会者 4 名で 8 月 1 日付の会員数は 1355 名となった。◇技工士会との懇談、社保協代表者会議、各種講習会などについて報告。◇あずみの里裁判支援は事務局を中心に事務局会議、弁護団会議などに参加、8 月 30 日に東京で宣伝活動を行うとともに、署名第一弾の提出行動に参加する。◇ 5 月度の会計について了承。

3.2018 年度決算・会計監査 ･･･8 月 1 日に会計監査を実施、2018 年度の決算の概要と当日の監査内容について会計担当役員及び事務局より報告、理事会として承認。◇長野新聞に決算の概要を掲載し、総会への報告は来年 3 月の定期総会とする。

4. 事務局員採用の件 ･･･8 月 22 日に 4 名の面接試験を実施、当日の選考委員会及び事務局内部での検討をふまえ採用決定者の提案があり、承認した。◇採用決定通知を出し、辞退がなければ 10 月からの採用とし、辞退の申し出があった場合には第二候補に採用決定通知を出すことを了承。事務局で手続きをすすめる。

5. 秋の共済募集について ･･･9 月からの保険医年金の生保募集会議の概要を報告、3 社で月払 330 口、一時払 380 口を目標に普及に取り組む。◇保険医年金の 2018 年度の運用実績は 1.444％となることが報告された。

■協議事項

1. 情勢並びに保団連代議員会報告 ･･･秋以降の運動の課題について報告、診療報酬及び医療保険制度改革関連で花粉症薬の保険はずしや軽症向けの処方薬の負担増など最近の新聞報道に関して協議した。◇保団連代議員会の長野協会からの発言通告に対する執行部答弁の概要について報告。

■医療運動

1. 羽田参議院議員との懇談 ･･･ 羽田議員と選挙前に実施した政策アンケートの項目を中心にテーマ設定して懇談を行う。

2. 妊婦歯科健診の自治体要請 ･･･ 歯科部会で検討した陳情書（案）を了承。◇妊産婦医療費助成制度及び妊婦の健診に関する市町村調査結果の記者発表をし、マスコミに協会の陳情などの活動をアピールする。◇対象自治体は未実施の自治体とし、実施時期は 12 月議会をめざす。◇地元の歯科医師会にも陳情人の連名又は賛同の依頼を行う。

3. マイナンバーの健康保険証利用 ･･･ 制度の概要と他協会の問題意識などを学習した。◇次回の理事会で今後の対応方針について協議することとした。

4. 生活保護の医療要否意見書等の事務に係る費用負担の要望 ･･･ 生活保護に係る文書の郵送料について行政負担とする旨の確認がされたため、県担当課へ各福祉事務所にその旨を周知徹底することを要望する。

5. 医院承継アンケートのまとめ ･･･ 調査の結果、45.9％が後継者なし回答、そのうちの半数が閉院すると回答している。また、譲渡の場合に後継者探しが心配だという回答が多数ある。

6. 北信越ブロック会議 ･･･ 参加者からブロック会議の感想等が報告された。◇本田保団連理事の学習講演録は長野新聞 8/25 に掲載した。

■その他

1. ヒバクシャ国際署名 ･･･ 署名のさらなる取り組みの依頼があり、協力する。◇ハガキ署名は切手貼付となっているが、返信用封筒をつけるなどで対応する。

2018 年度決算報告

8 月 1 日に会計監査が行われ適正であるとの報告を受け、8 月 27 日の理事会にて 2018 年度決算が承認された。2018 年度は歳入小計が 95,684,933 円、歳出小計が 93,346,321 円となり期間内収支差額は 2,338,612 円となった。なお、来年度への繰越金は 81,268,264 円となった。

長野県保険医協会の会員数

1,353 名（医科 756 名、歯科 597 名）

9 月 1 日現在

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分（開設管理者の交代や遡及、移動等を除く）を紹介している。8/1 ～ 8/31 間は、医科 2 件、歯科 2 件。（氏名敬称略）

	診療科名	郵便番号		電話	開設者・管理者	従事	病床	指定日
こいけこどもクリニック	小　アレ	392-0004	諏訪市諏訪一丁目 6 番 1 号アーク諏訪 2F	0266-75-5047	小池　涼介	常勤 1	無し	2019/9/1
上諏訪駅前ひろ整形外科	整外　リハ	392-0004	諏訪市諏訪一丁目 6 番 1 号アーク諏訪 2F	0266-78-8595	山本　宏幸	常勤 1	無し	2019/9/1
諏訪矯正・予防歯科 4 S	歯　小歯　矯歯　歯外	392-0015	諏訪市大字中洲 421 番地	0266-53-2666	吉澤　光弘	常勤 1	無し	2019/9/1
みらい歯科クリニック	歯　小歯　歯外	385-0021	佐久市長土呂 1236-6	0267-88-7710	甘利　高典	常勤 1	無し	2019/9/1

※ 1 診療科名は略記載．※ 2 開設者が個人の場合は開設・管理者は同一．※ 3 従事の形態で病院・診療所は医師数，歯科併設は区分明記，歯科診療所は歯科医師数．※ 4 指定期間は指定日より 6 年．